

傍 聴 要 領

1. 傍聴の手続

- (1) 会議の傍聴希望者は、会議の開催予定時刻の10分前までに、受付で住所及び氏名を記入し、事務局職員の指示に従って傍聴席に着いてください。
- (2) 傍聴の受付は先着順とし、定員になり次第、受付を終了します。
- (3) 危険物を携帯していたり、酒気を帯びているなど事前に会議の妨害になると認められる場合は傍聴を禁止します。

2. 会議の遵守事項

傍聴者は、会議を傍聴するに当たっては、次に掲げる事項を守ってください。

- (1) 静粛に傍聴し、議事に批評を加え又は賛否を表明しないこと。
- (2) 飲食又は喫煙をしないこと。
- (3) 写真撮影、録音、録画等を行わないこと。
- (4) みだりに傍聴席を離れないこと。
- (5) その他会議の妨害となるような行為をしないこと。

3. 会議の秩序維持

- (1) 傍聴者は、会議を傍聴するに当たっては、委員長の指示に従ってください。
- (2) 会議の遵守事項に違反していると認められる場合において、委員長が注意したにもかかわらず、なおこれに従わないときは、退場していただく場合があります。